

○北海道警察山岳遭難救助隊規程

北海道警察本部訓令第22号

昭和48年12月1日

改正 昭和49年4月1日警察本部訓令第3号、50年5月24日第6号、平成元年12月27日第26号、2年5月1日第9号、5年7月1日第7号、9月24日第10号、7年12月6日第30号、16年1月6日第1号、22年9月27日第17号、令和5年3月23日第12号

北海道警察山岳遭難救助隊規程を次のように定める。

北海道警察山岳遭難救助隊規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、北海道警察（以下「道警察」という。）における山岳遭難救助活動の中核となる救助隊の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 道警察に、北海道警察山岳遭難救助隊（以下「山岳遭難救助隊」という。）を置く。

(任務)

第3条 山岳遭難救助隊は、山岳における遭難者の捜索及び救助（以下「救助活動」という。）並びに山岳遭難の防止に関する業務に従事することを任務とする。

(組織及び編成)

第4条 山岳遭難救助隊は、山岳遭難救助隊本部（以下「隊本部」という。）及び方面山岳遭難救助隊（以下「方面救助隊」という。）をもって組織し、その編成については、別表第1のとおりとする。

2 北海道警察本部（以下「警察本部」という。）に隊本部及び札幌方面の方面救助隊を、方面本部に当該方面の方面救助隊を置く。

(隊本部)

第5条 隊本部に隊本部長を置き、北海道警察本部地域部長（以下「地域部長」という。）をもって充てる。

2 隊本部に、次に掲げる班を置く。

- (1) 総括班
- (2) 警備班
- (3) 装備班
- (4) 通信班
- (5) 航空班

3 隊本部に山岳遭難救助対策官（以下「救助対策官」という。）を置き、警察本部地域企画課指導官をもって充てる。

4 隊本部に直轄部隊を附置し、次に掲げる班を置く。

- (1) 救助対策班
- (2) 航空対策班

(方面救助隊)

第6条 方面救助隊に隊本部長の指揮下に入って活動する隊長（以下「方面救助隊長」という。）を置き、札幌方面にあつては警察本部地域企画課長を、札幌方面以外の方面にあつては当該方面本部の地域課長をもって充てる。

2 方面救助隊に必要な班は、隊本部に準じ、方面救助隊長が定めるものとする。

3 方面救助隊の名称は、その置かれる方面の名称を冠して呼称する。

(北海道警察山岳遭難救助隊員の指定等)

第7条 北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、別に定める北海道警察山岳遭難救助隊員（以下「救助隊員」という。）の推薦基準に該当し、かつ、所属の長が推薦した者の中から適任と認められる者を救助隊員に指定するものとする。

2 警察本部長は、救助隊員が一定の事由に該当すると認められる場合は、その指定を解除するものとする。

3 救助隊員の指定にあつては、北海道警察山岳遭難救助隊員指定書（別記第1号様式）を、指定の解除にあつては、北海道警察山岳遭難救助隊員指定解除通知書（別記第2号様式）を交付して行うものとする。

4 救助隊員に指定された者は、山岳遭難救助隊において、第3条に掲げる任務を遂行するものとする。

(隊本部長、方面救助隊長及び救助対策官の職務)

第8条 隊本部長は、警察本部長の命を受け、次の各号に掲げる事務を処理する。

(1) 山岳遭難救助隊の指揮及び運用に関する事項

(2) 方面救助隊の隊員及び救助対策班の班員（以下「隊員等」という。）の教養訓練

(3) 山岳遭難救助隊の装備資器材の整備

(4) その他山岳遭難救助隊の運営上必要な事項

2 方面救助隊長は、隊本部長の命を受け、次に掲げる事務を処理する。

(1) 方面救助隊の指揮及び運用に関する事項

(2) 隊員の教養訓練

(3) 方面救助隊の装備資器材の整備

(4) その他方面救助隊の運用上必要な事項

3 救助対策官は、隊本部長の命を受け、次に掲げる事務を処理する。

(1) 隊本部長の特命に関する事項

(2) 救助対策班の指揮及び運用に関する事項

(3) 山岳遭難救助隊派遣時の派遣先警察署長の補佐に関する事項

(出動要請)

第9条 警察署長は、必要があると認めるときは、隊本部長（札幌方面以外の方面の警察署長にあつては、当該方面の方面救助隊長）に山岳遭難救助隊の出動を要請するものとする。

2 札幌方面以外の方面救助隊長は、救助活動に当たって、必要があると認めるときは、隊本部長に直轄部隊又は当該方面以外の方面救助隊の出動を要請するものとする。

(出動命令)

第10条 直轄部隊は、北海道全域に出動し、その出動は、隊本部長が命じる。

2 方面救助隊は、原則として当該方面管内に出動し、その出動は、隊本部長又は当該方面の方面救助隊長が命じる。

3 隊本部長は、必要があると認めるときは、他の方面へ方面救助隊の出動を命じることができる。

(山岳遭難救助隊の運用)

第11条 救助活動に出動した方面救助隊及び直轄部隊は、原則として派遣先の警察署長の指揮下に入るものとする。ただし、救助活動に係る専門的な指揮及び運用は、当該警察署長と調整の上、隊本部長又は方面救助隊長が行うものとする。

(教養訓練)

第12条 隊本部長及び方面救助隊長は、山岳遭難救助隊の登山及び救助技術の向上を図るため、別表第2に掲げる教養訓練項目に沿った教養訓練を計画的に実施するものとする。

2 所属長は、所属の隊員等を前項の教養訓練に積極的に参加させ、隊員等の能力の向上に努めなければならない。

(服装)

第13条 隊員等は、救助活動及び山岳訓練（教養訓練のうち実技が伴う訓練をいう。以下「救助活動等」と総称する。）に従事するときは、別表第3の基準による山岳遭難救助隊被服を着用するものとする。

(装備品)

第14条 方面救助隊及び救助対策班に必要な装備品は、別表第4の基準により整備するものとする。

(隊員等の心構え)

第15条 隊員等は、常に警察職員であることを自覚し、関係法令を遵守するとともに、次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 隊員等としてふさわしい人格の向上に努めること。
- (2) 平素から体力及び気力の練成に努めること。
- (3) 進んで山岳遭難救助技術の習熟に努めること。
- (4) 常に貸与された装備品を点検し、必要な整備を行い、有事に備えること。
- (5) 救助活動等に当たっては、指揮官の指揮下に進んで入り、常に冷静沈着に行動すること。
- (6) 救助活動等においては、細心の注意を払い、受傷事故の防止に努めること。

(報告)

第16条 方面救助隊長は、第10条の規定により方面救助隊が出動したときは、活動状況を隊本部長に逐次報告しなければならない。

2 方面救助隊長は、第12条の規程により教養訓練を実施したときは、その状況を隊本部長に報告するものとする。

(備付簿冊)

第17条 隊本部及び方面救助隊に備え付ける簿冊は、別に定める。

(庶務)

第18条 警察本部地域企画課においては、隊本部及び札幌方面救助隊の庶務を、方面本部地域課においては、当該方面救助隊の庶務を処理するものとする。

(細目の制定)

第19条 地域部長は、この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施のため必要な事項を定めることができる。

※ 別表等は省略